

令和4年度第3回長野県契約審議会次第

日時 令和5年(2023年)1月30日(月)

午後1時30分から午後3時(予定)

場所 議会棟 第1特別会議室(事務局)

1 開 会

2 会議事項

(1) 審議事項

(ア) 前回審議会の主な意見

(イ) 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し

【取組番号 67,75-1】

(2) 報告事項

(ア) 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約における電子入札の導入について

(イ) 入札参加資格業務の電子化・市町村との共同窓口の設置について

(ウ) 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

【取組番号 18,76】

(エ) 会計局調査(公正入札調査委員会)の結果

【取組番号 14】

3 その他

4 閉 会

資料一覧表

(1) 審議事項

- | | | |
|-------------------------------|-----|------|
| (ア) 前回審議会の主な意見 | 資料1 | (P1) |
| (イ) 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し | 資料2 | (P2) |

(2) 報告事項

- | | | |
|--|-----|------|
| (ア) 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約における電子入札の導入について | 資料3 | (P4) |
| (イ) 入札参加資格業務の電子化・市町村との共同窓口の設置について | 資料4 | (P5) |
| (ウ) 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定 | 資料5 | (P6) |
| (エ) 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果 | 資料6 | (P8) |

令和4年度第3回長野県契約審議会（1月30日（月）開催）

長野県契約審議会委員名簿

（任期3年 令和2年9月1日から令和5年8月31日まで）

（敬称略、五十音順）

氏名	経歴・役職等	備考
あい ざわ ひさ こ 相 澤 久 子	公認会計士	出席
あき ば よし え 秋 葉 芳 江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科教授、 ソーシャル・イノベーション創出センター長	出席
うす い みつ あき 碓 井 光 明	東京大学名誉教授 東亜大学大学院総合学術研究科教授	出席
おく はら みどり 奥 原 みどり	一級建築士	出席
きの した しゅう 木 下 修	一般社団法人長野県建設業協会会長	出席
た むら しげる 田 村 秀	長野県立大学グローバルマネジメント学部教授	出席
なか しま み か 中 島 実 香	弁護士	出席
にし むら なお こ 西 村 直 子	信州大学名誉教授 立命館大学食マネジメント学部教授	出席
ほり こし みち よ 堀 越 倫 世	税理士	出席
もり しゅん や 森 俊 也	長野大学企業情報学部学部長・教授	欠席
ゆ もと のり まさ 湯 本 憲 正	自治労長野県本部副中央執行委員長	出席
よし の よう いち 吉 野 洋 一	一般財団法人首都高速道路協会理事	出席

前回審議会の主な意見 [令和4年度第2回契約審議会(11月18日)]

項目	取組番号	委員	意見の要旨	回答・対応案等
(1) 清掃業務における総合評価落札方式の価格点の算出方法の改正	27	吉野委員	・改正後は相対的に価格以外の要素のウエートが高まり、試算のとおり平均落札率も、最低落札率も高くなるという、この改正の狙い、目的は何ですか。入札価格が低いのはよくないということですか。	・清掃業務は、低入札調査の基準価額を最低賃金に基づいて設定しております。これを下回って応札する場合は、調査をして、契約の履行を確保するのに最低の水準以上であれば契約はするのですが、応札額が低ければ低いほど労働者待遇へのしわ寄せとなる可能性が高まると考えており、そういった労働者への賃金などの待遇改善に、より資する制度となるような工夫をしているというのが改正の主旨です。
		相澤委員	・落札した会社の事後確認というのでしょうか、個人に、入札したときの単価で支払われているかどうかという確認はなさっているのでしょうか。	・毎年、受注者の方に賃金実態調査をさせていただいてまして、給与の支払い等の確認をさせていただきます。
		木下委員	・総合評価の価格以外の評価点10点はどんな項目なのか。 ・清掃業務の終了後の検収というのは非常に難しいと思うのですが、これはどのようにやられているのですか。	・技術評価として、研修体制、業務遂行能力、資格者配置、自主検査体制の4つです。それから企業評価として、障がい者雇用の状況、社会貢献、労働環境の3つです。また、合同庁舎におきましては、地域要件ということで県内本店について加点をしています。 ・清掃をした日に、どの部屋をどういった内容で清掃したのかという報告書を毎回提出してもらい、チェックしています。
(2) 建設工事等におけるア 全国の落札率の推移	3	湯本委員	・昨今、非常に物価とか燃料が高騰しています。建設工事では、スライド条項というのは承知しているのですが、実際に行われているのか。 ・そのことによって、下請けの業者の皆さんも含めて人件費にしわ寄せがないという認識でよろしいのか。	・本年度4月から8月末までの実績としまして、建設工事で単品スライドが8件、インフレスライドが20件の請求を受けてございます。 ・変更契約時に下請け契約の内訳書で、労務単価や該当する材料単価が引き上げられていることを確認しております。

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（若手技術者の配置（試行））

【取組番号 67】

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 総合評価落札方式において、主任技術者として若手技術者を配置することを評価する取り組みを、平成 27 年 10 月から開始。更に、加點評価を平成 29 年 4 月から試行。しかし、年間約 30 件の試行において加點を申請する者は、2 割未満状況が続いている。（応札者のうち、加點申請者の率 R1 : 15.6%、R2 : 11.8%、R3 : 12.5%）
- 若手技術者の配置を評価する機会を増やすことで、技術の継承を進めるとともに、活躍の場を確保する。

2 見直し内容

【見直し】

- 若手技術者（40 歳未満）の主任技術者への配置を評価することに加え、若手技術者（35 歳未満）の現場代理人への配置について評価する。（年間 30 件程度で試行）

（現行）		（見直し後・R5.4～）	
評価項目	評価点	評価項目	評価点
若手技術者（40 歳未満）の主任技術者の配置	0.5	若手技術者（40 歳未満）の主任技術者の配置	0.5
若手技術者（35 歳未満）の現場代理人の配置	-	若手技術者（35 歳未満）の現場代理人の配置	0.25

※35歳未満の若手技術者が主任技術者と現場代理人を兼任する場合は、評価点の高い項目のみ加點（0.5 点）する。

【継続】

- 主任技術者に実績の少ない若手技術者（40 歳未満）を配置した場合、現場代理人の持つ資格、実績（工事成績、優良表彰）で評価（全案件対象）

3 実施時期

令和 5 年 4 月の公告案件から適用

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（ICT活用工事）

【取組番号 75-1】

建設工事におけるICT技術の活用推進を図るため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直します。

1 現状と課題

- 令和2年9月から、総合評価落札方式（工事成績等簡易型）において、「ICT活用工事の実績」を加点評価する取組を開始。
- 県内企業のICT技術の活用拡大を図るため、「ICT活用工事の実施方針」では、対象工種を拡大するなど順次見直しを進めている。
- ICT活用工事の実施率は、年々増加傾向が見られるが、1割程度と低い状況である。（実施率 R1：1.8%、R2：5.6%、R3：10.1%）

2 見直し内容

- 「建設マネジメント」の加点項目として、「ICT活用工事の実績」を評価することに加え、「当該工事において、ICTを活用することを誓約する者」を新たに評価する。
- 加点評価する工事の価格帯を8,000万円以上から5,000万円以上へ拡大する。
- 対象工事及び評価点

		(現行)	(見直し後・R5.10～)
評価項目		評価点	評価点
建設マネジメント ICT実績		8,000万円以上 0.25	5,000万円以上 0.25
建設マネジメント ICT活用（誓約）		—	5,000万円以上 0.25
技術者要件 ICT実績		8,000万円以上 0.5	5,000万円以上 0.5

- ※ 建築工事及び当該工事の主たる部分にICT技術を活用できない工事を除く
- ※ ICT活用（誓約）は、発注者が公告で示した工事に限る。誓約内容が履行されなかった場合は、減額変更や工事成績のマイナス評価等の措置をとる。

3 実施時期

令和5年10月の公告案件から適用

製造の請負、物件の買入れ、その他の契約における電子入札の導入について

1 目的

入札における事業者と県担当職員双方の負担軽減を図るために、製造の請負・物件の買入れ・その他契約についても電子入札を導入する。

2 新たに電子入札を導入する案件

県（本庁・現地機関）が発注する製造の請負・物件の買入れ・その他契約での以下の案件

- ・一般競争入札（年間約 900 件）
- ・公募型見積合わせ（年間約 3,000 件）

製造の請負：チラシ・冊子等の印刷、ステッカーの作成、など

物件の買入れ：事務用品の購入、機械・機器の購入、燃料の購入など

その他の契約：庁舎清掃業務、設備点検業務、事務機器の賃貸借など

3 電子入札導入による効果

	現状・課題	電子入札導入後
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に入札申込書の提出が必要 ・ 紙入札のため、押印が必要 ・ 開札立合のため、入札会場まで出張 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札申込書の提出が不要になる ・ 入札書への押印、郵送が不要になる ・ 開札立合が不要になる
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札・開札事務の負担大（開札場所設営・立合、開札時の確認作業など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開札場所の設置、立合が不要になる ・ システムで開札することにより、確認作業を削減できる

4 導入スケジュール

令和 4 年度	令和 5 年度		令和 6 年度					
下半期	上半期	下半期	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月～	
電子入札システム開発			運用テスト					運用開始
					事業者向け説明会			

入札参加資格申請の電子化・県・市町村の共同受付窓口設置について

1 概要

各種入札参加資格（製造の請負、物件の買入れその他の契約の入札参加資格、建設工事等の入札参加資格、森林整備業務の入札参加資格）の取得について、電子申請化及び県・市町村共同の受付窓口を設置し、入札参加資格申請における事業者と自治体双方の負担軽減を図る。

(事業イメージ図)



2 導入効果

- ・ 県及び市町村の入札参加資格（公共工事関係、物品・委託等）申請における事業者の作業負担軽減
- ・ 自治体の審査事務削減による事務効率化

	現状の課題
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加資格申請を各自治体それぞれに提出しており、<u>申請の重複が発生</u> ・ 各自治体で異なる内容の申請書、提出書類 ・ 各自治体に紙で申請
自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体それぞれが申請受理・審査 ・ 申請受付時期に事務が集中し、事務の偏在化・負担増加 ・ 膨大な紙資料のため、データ管理が煩雑

	導入内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同受付窓口を設け、<u>1箇所</u>に申請 ・ <u>申請書や提出書類を統一化</u>し、書類作成の負担軽減 ・ 共同受付窓口で<u>電子申請</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同受付窓口で申請受付・審査を行い、自治体の<u>重複事務の削減</u> ・ 共同審査化・電子化による<u>事務効率化</u> ・ データ・書類管理の<u>効率化</u>

3 導入スケジュール

令和4年度	令和5年度		令和6年度	
下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
調達	要件定義、開発		テスト・研修会	運用開始

清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

【取組番号 18, 76】

1 取組方針

- 【18】最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する
 【76】適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

2 最低制限価格（低入札調査基準価格）の算定方法

- (1) 予定価格算出時に適用している「労務単価（国土交通省）」を、「最低制限日額」に置き換えて算出

職 種	労務単価（日）	⇒	最低制限日額（日）
R4 清掃員 C	10,000 円		7,020 円

- (2) 最低制限日額は、長野県最低賃金（時給）に 8 時間を乗じた額

R4 最低制限日額：877 円/時×8 時間≒7,020 円

3 令和 5 年度の最低制限日額

- (1) 最低賃金の改定

	R3. 10. 1 適用（時）	⇒	R4. 10. 1 適用（時）
長野県最低賃金	877 円		908 円

- (2) 最低制限日額

R5 最低制限日額：908 円/時×8 時間≒7,270 円

- (3) 職種別の最低制限日額

- ・清掃員 C：7,270 円
- ・清掃員 C 以外の職種：別表参照
 - ① 清掃員 C との労務単価の比率を乗じて職種別の最低制限日額を算出
 - ② R4 最低制限日額を下回る場合は、R4 の日額に据え置きとする

4 適用日

令和 5 年 4 月 1 日から実施する清掃、設備管理、警備業務に適用

(別表) 職種別最低制限日額一覽表

1. 職種別最低制限日額の算出

(単位：円/日)

	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	軽作業員
R5労務単価	14,200	11,300	10,400	14,200	12,200	10,800	19,300	18,600	16,100	15,800
単価比率	1.37	1.09	1.00	1.37	1.17	1.04	1.86	1.79	1.55	1.52
清掃員C×単価比率	9,959	7,924	7,270	9,959	8,505	7,560	13,522	13,013	11,268	11,050
R4最低制限日額	9,687	7,651	7,020	10,038	8,494	7,511	13,267	12,776	11,091	11,442
前年度比	102.8%	103.6%	103.6%	99.2%	100.1%	100.7%	101.9%	101.9%	101.6%	96.6%

2. 令和5年度最低制限日額

(単位：円/日)

	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	軽作業員
R5最低制限日額	9,959	7,924	7,270	10,038	8,505	7,560	13,522	13,013	11,268	11,442
前年度比	102.8%	103.6%	103.6%	100.0%	100.1%	100.7%	101.9%	101.9%	101.6%	100.0%

談合情報に係る会計局調査(公正入札調査委員会)の結果

【取組番号 14】

1 談合防止に係る制度

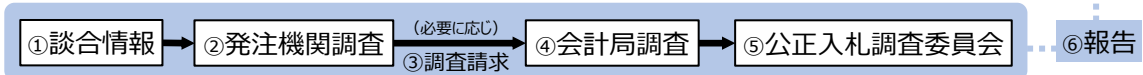
(1) 長野県の契約に関する条例

第3条 「県の契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。」

(2) 長野県談合情報対応要領

談合情報があった場合の各機関の対応方法を規定。

(対応の流れ)



2 今回報告事案

R4年 11月 ①匿名者から県へ談合情報が寄せられる
 【情報要旨】 県発注工事の入札において、地元の複数業者により談合があり請負者が決定された。

②発注機関調査

【調査内容】 入札結果の分析、過去の入札結果との比較等

R4年 12月 ③発注機関から会計局へ調査請求

④会計局調査

【調査内容】 ・発注機関調査の分析

・聴き取り調査

[聴取相手] 入札参加者、発注機関職員

[調査結果] 談合を示唆する発言は認められなかった

・聴き取り調査結果の分析

R4年 12月 ⑤公正入札調査委員会

【審議内容】

・発注機関の調査結果

・会計局の調査結果

【審議結果】

入札談合又は入札談合等関与行為を疑うに足りる事実を確認できなかった。

【判断根拠】

入札内訳書や最近の入札状況、工事箇所の特性など、客観的事実と照らし合わせ、聴き取り調査の発言内容に不自然な点は認められず、合理性を欠いているとは言えないため。

⑥ 第3回長野県契約審議会へ報告

(参考)

談合調査件数推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	1	1	0	2	0	0	1	1	1	1